

返戻金制度

応募者様がご入社後、明らかに当該応募者様の責により解雇されるに至った場合、又は当該応募者様が自己都合によって退職した場合は、弊社は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で返還するものとする。

ただし、コンサルティングフィーのうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払うものとする。

入社日から起算して1ヵ月以内 : コンサルティングフィーの80%相当額

入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内：コンサルティングフィーの50%相当額

以上

許可番号 13-ユ-310057

事業所の名称及び所在地 株式会社ネオフェクト

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー20F